

天城小学校の警報等発令時の対応について

R 3 ・ 5 月

1 臨時休業となる場合

(1)

気象庁より、午前6時の時点で、倉敷市に「暴風警報」及び「特別警報（大雨，暴風，暴風雪，大雪）」が発令されている場合は、臨時休業とする。

なお、上記以外の警報（大雨，洪水，大津波，高潮等）及び特別警報（高潮，波浪）の発令については、児童は通常通りの登校としますが、保護者の判断により登校を控えた場合は欠席とせず「出席停止」とします。また、状況によっては臨時休業とすることもあります。その場合は「eこねっと」等で連絡します。

※下線部は今回の変更点。これまでは「午前7時の時点」。

(2)

倉敷市より、午前6時の時点で、「倉敷市藤戸町藤戸」「倉敷市藤戸町天城」「倉敷市天城台」のいずれかの地区を対象に、警戒レベル4「避難指示」が発令されている場合は、臨時休業とする。

上記3つの地区には「避難指示」は発令されていないが、これら以外の地区を対象に発令されている場合は、その地区に居住している天城小の児童は出席停止とする。（粒江団地，有城など）

なお、警戒レベル3「高齢者等避難」の発令については、児童は通常通りの登校としますが、保護者の判断により登校を控えた場合は欠席とせず「出席停止」とします。また、状況によっては臨時休業とすることもあります。その場合は「eこねっと」等で連絡します。

(3)

震度5弱以上の地震が発生した場合は、学校再開の連絡があるまで臨時休業とする。登下校時に発生した場合は、まずは身の安全を確保し、家庭か学校の近い方へ避難する。

※(2)(3)は、今回、新たに追加した事項。

2 登校後に警報等が発令された場合

(1)

倉敷市に「暴風警報」及び「特別警報（大雨，暴風，暴風雪，大雪）」が発令された場合、原則として集団下校または引き渡し下校とする。

なお、上記以外の警報（大雨，洪水，大津波，高潮等）及び特別警報（高潮，波浪）の発令については、児童は予定通りの下校とします。保護者からの申し出により下校する場合は早退とはしませんが、必ずお迎えに来てください。また、状況によっては授業を中止して集団下校または引き渡し下校となることもあります。その場合は「eこねっと」等で連絡します。

(2)

落雷や竜巻の恐れがある場合や通学路が冠水している場合など突発的な危険が迫っているときは下校をせず、安全が確保されるまで学校で待機する。

(3)

震度4以下の地震が発生した場合は、安全を確認したのち通常通り授業を行い、予定時刻に下校。ただし、保護者からの申し出により早退させることは可能とする。

※状況により対応は変わります。「eこねっと」等で連絡します。

3 その他

- 児童クラブは、「暴風警報」及び「特別警報（大雨，暴風雪，大雪）」発令時は開設されませんので，利用されている方はご注意ください。この場合は，集団下校または引き渡し下校となります。
 - 警報発令時は，児童の安全確保や各関係機関との連絡に専念するため，電話での対応が難しくなります。学校へ電話をするのはお控えください。
 - 「災害用伝言ダイヤル171」が開設された場合は，児童の状況や今後の予定などを学校が録音しておくことができます。「eこねっと」と併用してご利用ください。
- ※ 「災害用伝言ダイヤル171」は，平常時はご利用できません。

伝言の再生方法

- 1

171 にダイヤルする

▼ガイダンスが流れます
- 2

再生する場合は **2** 暗証番号を利用する
再生は「4」

▼ガイダンスが流れます
- 3

(086) 428-1072

被災地の電話番号*、携帯電話・PHS・IP電話の電話番号をダイヤルしてください。
*市外局番からダイヤルしてください。

4 新たな避難情報について

各自治体（倉敷市）が発令する避難情報については，これまで警戒レベル4段階では「避難指示（緊急）」と「避難勧告」の二つの発令がありましたが，令和3年5月20日から「避難勧告」が廃止され，「避難指示」のみ発令されることになりました。これにより，全ての人を対象に警戒レベル4「避難指示」で必ず避難行動をとることになります。（別紙参照）

なお，警戒レベル1は「早期注意情報」（気象庁），警戒レベル2は「大雨・洪水・高潮注意報」（気象庁），警戒レベル3は，「高齢者等避難」（倉敷市）となります。

令和3年5月20日から

警戒レベル
4

ひなんしじ

避難指示で必ず避難

ひなんかんこく

避難勧告は廃止です

| 警戒レベル | | 新たな避難情報等 | これまでの避難情報等 |
|--|--|----------------------|--------------------------|
| 5 | | 緊急安全確保※1 | 災害発生情報 (発生を確認したときに発令) |
| <p style="font-size: 1.2em; color: #000080; font-weight: bold;"><警戒レベル4までに必ず避難！></p> | | | |
| 4 | | 避難指示※2 | ・避難指示（緊急） ・避難勧告 |
| 3 | | 高齢者等避難※3 | 避難準備・ 高齢者等避難開始 |
| 2 | | 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁) | 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁) |
| 1 | | 早期注意情報 (気象庁) | 早期注意情報 (気象庁) |

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から，警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
 ※2 避難指示は，これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。
 ※3 警戒レベル3は，高齢者等以外の人も必要に応じ各段の行動を先合わせ始めたり，避難の準備をしたり，危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。